

平成 23 年 5 月 13 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

東日本大震災に伴う出産育児一時金等の医療機関等への
直接支払制度における被保険者証等の提示について

「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」におきましては、実施要綱に基づき、被保険者等又は被扶養者（以下「妊婦等」という。）は、入院の際に、被保険者証を医療機関等に提示することとされていますが、東日本大震災の被災に伴い、被保険者証を家に残したまま避難している等の理由により提示できない場合であっても、妊婦等が希望する場合には、直接支払制度を利用することが可能として、取り扱ってきたところであります。

今般、各保険者におきまして、被保険者証等の再交付が随時行われることから、被保険者証の提示につきまして、下記のとおり取り扱う旨、厚生労働省保険局総務課より事務連絡通知が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 平成 23 年 7 月 1 日以降の被保険者証等の提示について

平成 23 年 7 月 1 日以降、直接支払制度を利用する場合には、妊婦等は、原則として通常どおり、入院する際に被保険者証等を医療機関等へ提示するものとします。

このため、医療機関等におかれては、被保険者証等を紛失等した妊婦等に対し、速やかに加入している医療保険の保険者に連絡のうえ、被保険者証等の再交付を受けるよう周知をお願いします。

2. 被保険者証等の提示がない場合

被災により、被保険者証等を紛失等した妊婦等が、平成 23 年 7 月 1 日以降も被保険者証等を提示せずに直接支払制度を利用しようとした場合には、

① 妊婦等の氏名及び生年月日

② 妊婦等が加入する（支給を希望する）保険者名

（保険者が不明の場合は、妊婦等が加入する（支給を希望する）保険が被用者保険の場合にあつては、事業所名、国民健康保険の場合にあつては住所）

の申告を受けた上で、制度を利用することができます。

ただし、その場合でも速やかに被保険者証の再交付を受けるよう周知いただくとともに、被保険者証の再交付を受けた後、保険者番号及び被保険者証等の記号・番号を必ず医療機関等へ連絡するよう、妊婦等に伝えてください。

医療機関等におきましては、妊婦等から伝え聞いた保険者番号及び被保険者証等の記号・番号を「出産育児一時金等代理申請・受取請求書」（専用請求書）に記入の上、支払機関を通じて支給申請することとなります。

なお、後日、出産育児一時金等の請求に必要な事項について問い合わせることができるよう、必ず妊婦等の連絡先（避難先住所、電話番号等）も確認してください。

<添付資料>

東日本大震災に伴う出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度における被保険者証等の提示について

（平 23. 5. 13 事務連絡 厚生労働省保険局総務課）